

地方税の取扱いについて

合併協定項目 B - 6 地方税の取扱いについて次のとおり提案する。

平成 16 年 11 月 9 日

風連町・名寄市合併協議会  
会 長 島 多 慶 志

合併特例法に定める協議項目	B - 6	地方税の取扱いについて
<p>2 市町で差異のある税については、次のとおり取り扱うものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"><li>1 都市計画税については、名寄市の例による。ただし風連町区域に係る用途地域指定については、平成 22 年度までに調整を図る。</li><li>2 軽自動車税は合併の翌年度から標準税率を採用する。</li><li>3 法人市民税均等割については制限税率を採用する。ただし、合併特例法第 10 条の規定を適用し、合併の年度及びこれに続く 3 年度は、現行のとおりとする。</li><li>4 各税の納期は新たに設定するものとし、軽自動車税は 6 月、個人市民税は 6、8、10、12 月、固定資産税については 5、7、9、11 月、それぞれの月の 16 日から月末までを納期とする。</li></ol>		

平成 16 年 11 月 9 日 確認

風連町・名寄市合併協議会